

藩翰譜

第一

伊地知文庫

文庫20

382

1



文庫
382
1

藩
首尾合十六卷

御系図略

人皇五十六代

清和天皇

文德天皇第四皇子却諱惟仁
 却母深殿后藤原明子忠仁公女
 嘉祥三年庚午三月廿五日降誕十月
 廿五日立太子天安二年戊寅十月七日即
 位於大極殿于時九歲是本朝
 童帝之始也元慶四年庚子七月四日
 崩御三十一歲
 葬于栗田山指骨於水尾山依之號
 水尾帝

貞純親王

中務卿四品

号桃園親王清和帝第六皇子
 母中務大輔神祇伯棟貞女

滿仲

左馬頭 鎮守府將軍
 号多田 正四位下

賴信

河内守 正四位上

賴義

伊左守 正四位下

義家

八幡太郎 陸奥守 正四位上

義國

加賀介 号足利或部大輔 從五位下

義重

贈鎮守府將軍 新田大地介 正四位上

義季

得川四郎 德川三郎
 依住上野國德川卿称德川

親氏君

松平太郎左三門尉



貞觀十六年甲午三月廿三日生於一條
大宮桃園元慶六年壬寅十月廿元服
于時九歲延喜十六年丙子正月七日薨壽
四三歲

經基

鎮守府將軍
正四位上

号六孫王

母左大臣源能有女實平二年二月十日生
承平年中平將門叛乱奉副使而東征
天慶年中純友叛矣于小野好古共征之
天德二年六月十日始而賜源姓十月廿日
卒壽六十九

益親

遠江守

家久

出雲守

家弘

筑前守

久親

備中守

昌龍

若菜禰寺住職

親直

因幡守

與嗣

佐渡守

松平英之助信豪祖

光重

紀伊守

光英

郎左門尉

元芳

彌三郎

松平王殿頭忠明祖

家勝

義作守

親正

修理進

連宗

備中守

長家

安城左馬助

天文九年六月廿三日於三河國長城討死

張忠

右京亮

自上州世良田移在三河國松平之卿
号松平太郎左門尉
泰親君 為親氏君之嗣

泰親君

大郎左門尉 世良田三河守

寧有親君之二男也親氏君之男
信長之幼女之間猶家督信長
成長之後讓
目代初而筑前國崎城
法名良祥院秀芳岸祐全

信光君

左京亮

和泉守

信廣

太郎左門尉

住居松平郷号松平信吉祖

親忠君

佐渡守

右京亮

創造三河國大樹寺法名
松平院大胤要忠壹

親長

岩津太郎

乘元

源二郎

加賀守

松平和泉守乘實祖

乘清

源二郎

松平丹後守信友祖

長親君

二郎三郎

出雲守
藏人丞

法名禪舟院一因道園

親房

玄蕃助

信乘

三郎次郎

超譽

初信長寺住職後智恩院住職

親光

刑部

信忠君

二郎三郎藏人右近

信定

子三郎

内膳正

松平遠江守忠誦祖

利長

彦四郎

松平山城守信行祖

義春

甚太郎

松東孫

青野城主弘治二年二月廿日於三州日近討死

親成

三郎三郎

福金右京亮

享祿三年於三州宇利城外討死

清康君

童名竹代丸 岡崎三郎三郎

又號世良田次郎

天文四年十二月廿日於尾州森山之陣所卒

陣所卒

法名善徳院年更道甫

廣忠卿

童名千苗丸 三郎三郎 藏人

贈從三位大納言

母青木筑後守貞景女

天永六年丙戌生 天文十八年己酉年

三月六日遊壽三十四歲

法名瑞雲院 應政道幹

信康

源二郎

天文九年六月六日於三州安祥討死

女子

信孝

藏人

天文十七年四月十日於三州菅生討死

康孝 初清忠

十郎三郎

大瀨道場妻

女子

初乘勝孫 後是助室

女子

清康君養女

吉良東條持廣室 後住于吉良瀨戶戶大房

家康公

御童名竹千代丸 又三郎丸 藏人 三河守 左京大夫 初元信君 又元康君 從一位大政大臣

奉号贈正一位東照大權現宮 御母水野右門太夫人忠政女 号傳通院

天文十一年壬寅十二月廿六日降誕於三州岡崎城 弘治二年丙辰於駿州元服

称元康君 同三年丁巳改元康君 永祿七年甲子年二月改家康君 九年寅十二月

廿九日叙從五位下任三河守 十一年辰正月任左京大夫 此年遷御遠州濱松城

天正十四年丙戌遷御駿州府中城 同十八年寅八月朔日遷御于江戶城 同八年

申正月十日將軍 宣下西院別當為源氏長者 賜牛車 兵杖 任右大臣 十年己

四月七日御讓職奉終 大御所公十二拜七月移御再駿州府中城

元和二年丙辰三月十日任大政大臣 四月十七日於駿州府中城薨 春秋七十五歲

葬駿州久能山奉号 安國院殿一品徳蓮社宗 與善道和大居士 三年己二月

勅賜神号 東照大權現 四月八日奉改葬于下野日光山十六日

遷宮

荒川甲斐守頼時室

信康君

岡崎三郎三郎 天正七年九月十五日逝 号騰雲院殿

龜姬君 貞平美作守信昌室林加納御前 實永三年正月逝 清德院殿
 督姬君 北條氏直室後池田室相輝政殿 元和元年二月四日逝
 秀康卿 松平三河守封越前國正位中納言 慶長十一年五月八日逝

秀忠公 御重名 武藏守

御母遠州西郡之人 號室臺院殿 天正年巳申四月七日降誕於遠州濱松城 元和九年三月內御讓職實 八年正月

高日薨五十四歲 号台德院殿

信吉君 武田万代丸

振姬君 薄美秀行室後淡野長茂嫁

忠輝君 松上總女封越後國左女將

松千代君

仙千代君 平岩主計以親吉養子 早世

美直卿 封尾張國 慶長三年七月七日逝

賴宣卿 封紀伊國 實永三年正月十日逝

賴房卿 松平戶殿 同元年七月五日逝

市姬君

千姬君 豐臣秀賴室後本妙寺養子 實永三年正月
 子之姬 小松中納言利常室
 長九君 甲世
 勝姬君 越前室相直卿室松高田御前
 初姬君 京極室相忠高室
 家光公 慶長九年七月七日薨 大猷院殿
 忠長卿 從左駿河大納言殿 實永九年正月逝
 和子 後水尾帝中宮
 正之君 松平肥後守 緇保科家
 龜姬君

下畧之

藩翰譜序

藩翰之有譜何大一統也昔

神祖之興也能用天下智勇以撥亂反正而宗室貴戚佐命
 禦侮之臣並皆有以列爵祚土而傳之子孫俱浴泰平之
 化長享安榮之樂其德澤之遠為何如哉今夫海內一統郡
 國輻湊群后百辟各以土地內嚮扞衛於 本朝則其境內
 山川險夷城池要害都邑延袤戶口耗益田租豐歉方物
 名數莫不備有圖籍簿牒藏諸內府凡諸國風壤民俗皆
 可坐而按此今之世所以為一統之盛也獨其先祖功績於
 國有高卑之品子孫奉職於 朝有後最之等而往來沿革
 於 五朝之間則未聞有考覈其事而能一之者夫
 神祖駕御綏撫之跡不明於廟庭之上豈不足以為闕典乎初

昭廟在藩邸時今朝散大夫杭州刺史源君美以宿儒備顧
問啟沃甚多迺欲備錄諸侯建國本末以補國史之闕焉
因廣討旁搜網羅四方遺聞如是者積歲月已久會宵旰
餘暇有旨及此君臣之議克合元祿十四年正月己亥始
命君美以編集事七月丙申遂起草於家至十月晚稿凡
列國諸侯自歲相萬石以上悉收之列為三百二十七家蓋關
原觀兵之後始論功分封以興天下更始雖勝國之封亦剖
新朝之符故例以慶長受封之君為始封每家各陳譜
系於上以詳世次而繫行事於其下其記事起慶長五年
至延寶八年以終

嚴廟之朝迺止凡八十年間往來沿革備載之但其故家臣
室欲原承襲所出亦有上溯數百年前者至如慶長以

後事或有稍涉疑似若謬妄者參之故異之說後以評隲之
言引據斷決最為明確若始封之後或無嗣世絕或有故國
除者舉皆附錄其在

憲廟繼統以後者不與焉其為書正編十卷附錄二卷凡例
目錄共一卷通計十三卷分為二十冊越明年二月庚辰繕
寫以進先是命下賜名曰藩翰譜云竊謂自三代時廣
封親賢於天下固將藩翰王室以禦外寇也遠至後世威
脅力服上下雖間交相疑阻往々精忌宗室收害諸侯以
致禍亂而莫之寤焉獨我

神祖以仁得天下以誠待群下其封建宗室諸侯亦將分憂
共治以為國家藩翰而惟

昭廟為能體

神祖之意故其於列國之譜輒以藩翰命之上繼
祖宗之志下垂後世之訓其為社稷慮也亦深遠矣及其嗣
大位臨天下有意脩舉百廢萬且開石渠之閣發蘭臺
之書命儒臣更修列朝實錄并藩翰之譜而論次以備
一代大典令君美為之總裁其事既有措置未行卒遇
晏駕迺寢可勝嘆哉然直清又竊聞之

昭廟在時深愛此譜常置座側凡國家慶舉黜陟必考
於此然後審諸家親疎遠近知群臣門地資格因以出推
恩之令行存舊之政不幸雖在位日淺其一二見於世者
蓋不可誣焉則此譜之裨於當時不少而君美之功於是
乎為不虛矣今也君美居家之間迺簡較平生所撰之
書首及此譜謂

昭廟常論

祖宗之世不忘君臣艱難因思保全舊勲之家皆盛德事
也以此券於列國之故則斯譜也實

前廟之遺美 國家之餘烈在凡人臣將頌之義宜其奉而傳
之以示久遠况身任其事親承盛意者乎安得輒以一家
之書視之於是更就舊草較正頗復增損有所斟酌因屬
直清作文以序之顧直清在交游中知君美最深亦不得
徒為恭而辭之遂因君美之意而推論之以為贈焉嗚呼
此豈他人所得而知哉特可為君美道之爾

時

享保改元歲次丙申秋九月十七日

英賀室直清謹序

凡例

一 凡此譜上六慶長五年ありて一より一十ハ延寶八年より追
凡八十年凡百祿万石より上りて凡 悉傳法くりぬ

慶長五年ありて一より一十ハ延寶八年の改訂りて凡天會一を
改訂りて功徳の賞りりき一なる多し 罪河も 於悉を蒙りてあるを
あつせりとすくなくは平舟の中 苗時封連の五郡よありあるハ
ありせんこの年をまつて法家よりめて封を蒙り一年を予奉を記す
る 苗代の世代は其は其の例あり又あるは上の家傳つくる年ハ
史漢世家の例はあきいられはなり 万石よりわりけは家系註多
く一してあきいりてあるをいづれに
又あきいりてあるをいづれに

一 凡始封乃時或ハ世継ありて 家絶く或ハ在りて 凡除くは是等の
凡ハ別は附録法くりて凡入ぬ

その中も 或ハ同一流の家ありて彼ハ世ひぬれも是ハなほをもは
なほあるは付けてある系の中よのすそ一家のいふあるは凡くはなり
ありしめぬと思へはたり たり 其れあるをハ例はあつせりとすくなくは平舟の中
〇又あるはいつくも或ハ在りて 家絶めれとも別は例をむて其の
くりの入りて 家絶を海やれり あり是ハいひしむと 家絶めれり
入るは凡くは凡くは凡くは凡くは凡くは凡くは凡くは凡くは凡くは

ともてはつらぬるあり○又治村の後をたひぬれども再ハ
 ありて治村のありよりつらぬるをいふものす本系中よのせぬ
 一兀は階法家を系はる事 苗代の治子孫ありちめて此國に
 片家はありそ次は内外戚乃家そ次ハ階代乃此家人をき
 て法家の入くよ及びぬ家くまじりて團くまじりて天りぬる
 とハそ次をたひぬあり

子爵の大小の位のそ車を治をたひぬるをいふことなり事乃たき
 一もあつたん人あや一も事ちあつた

一兀は階法家の始は系國法よりつらぬるのせ一車ハそ次をたひぬ
 ぬる所をも又別所をもき一其家くの世教をもうそ
 又んは便りありぬるをいふなりきれとらぬも治村の人より
 上つては或は嫡流ありひハ庶流あり一ハ此をいふ所を
 家の一系流とつらぬる治村乃人あり後をいふ一ぬ事
 一兀ハ又ハ便りありぬるなり

系國ハ新撰姓氏録皇胤紹運派新編系國源年系國原系
 系國實系系國法をよりつらぬる兀は階法の系國法の得くも史
 此法家の治法はありそ考つたをきれと母の一行の書中
 あやまれば別も多あり其書中一の書文よりつらぬる治村
 のあやまりありぬるやいふことありてはそ次をいふ所を
 一り中よも今ハ治法の家の事行つたなりそ治村の治を
 一すしたりてそ次をいふことありてはそ次をいふ所を
 一治つたなりぬるありぬるありてはそ次をいふ所を
 ○たつた一兀は階法の系國法はありぬるありてはそ次をいふ所を
 一とは階法はありぬるありぬるありてはそ次をいふ所を
 一とは系國法はありぬるありぬるありてはそ次をいふ所を
 一治つたなりぬるありぬるありてはそ次をいふ所を

一兀は階法家の始は系國法よりつらぬるのせ一車ハそ次をたひぬ
 ぬる所をも又別所をもき一其家くの世教をもうそ

一兀は階法家の始は系國法よりつらぬるのせ一車ハそ次をたひぬ
 ぬる所をも又別所をもき一其家くの世教をもうそ

夕庭 早ぬ

一 元世儒法の事案を採りし事をよみてこれを世に実証多
うぬむ他より採りし事紀傳にうつるは十餘部より入りし其
す所傳ふ録ももし事少なるも其傳考の前の書凡百部十
部一子傳考もやあつても或は當時の消息或は法家の記事
又かふる事人の世傳も一もまほしき事いふ人の事案に
事も著るは又父と師とよまへり百餘事を集りし
るの世傳も一もかゝる事あり一事も微ちりしを
の記つて其書を編一列をたてかりし又疑をい疑を
傳へ一列もあり

法家任文叙爵の記すは公に補任武家補任をきんひ千表の事案
と候考りたるは是れ事あり其りしは名に因りて或は近衛或は
乃事八傳に傳考の書是れ事ありの日記を傳考りしは凡
任りし一事をい傳考りしは因りて法家人傳考のめり事ありの日記を
傳考りしは是れ事ありに傳考りしは事案を採りしは

一 元傳の事ありむ世の所ある事ハ或ハ一事ハ一傳ハ一
あるありありの世奉ハ傳考りしは一もかゝる事ありしは
傳考りしはありありの事ありしは一もかゝる事ありしは
本文より出づるハ一事ありしは一もかゝる事ありしは
一も傳考りしは一もかゝる事ありしは

一 元人の此名丹都の地名坐す事ありしは一もかゝる事ありしは
或はめきりりありしは一もかゝる事ありしは一もかゝる事ありしは
凡んといはれしは一もかゝる事ありしは一もかゝる事ありしは
其字の右の傳ハ後名を加へしは一もかゝる事ありしは一もかゝる事ありしは
まへりて傳考りしは一もかゝる事ありしは一もかゝる事ありしは
とくそしは一もかゝる事ありしは一もかゝる事ありしは一もかゝる事ありしは
後名加ふる事其は一もかゝる事ありしは一もかゝる事ありしは

事之烈也 只少及散之 我拙事之掩之凡

第一

越前家

參河守殿
備中守直堅
大和守直基

尾張家

大納言義直卿

紀伊家

大納言賴宣卿

水戸家

中納言賴房卿

保科

肥後守正之
彈正忠正貞

甲府家

館林家

第二

形原松平

紀伊守家信

深溝松平

主殿頭忠利

參議忠直卿
出羽守直政
但馬守直良

攝津守義行

左京大夫賴純

讚岐守賴重
刑部大夫賴元

參議忠昌卿
上野及近榮

出雲守義則

播磨守賴隆

中務大輔昌勝
右近大夫隆政

能見松平

大陽守重勝
出雲守勝隆

萩生松平

和泉守家乘
左近將監貞重

櫻井松平 内膳正家廣 左馬允忠頼 藤井松平 伊豆守信一 伊賀守忠勝
長澤松平 右衛門大夫正綱 伊豆守信綱

第三

水野 日向守勝胤 監物 忠吉 隼人正忠清

久松松平 因幡守康元 附 隱岐守定勝 能登守定政 越中守定綱 增山 彈正女御正利
美作守定房

第四上

酒井 左衛門尉忠次 備中守忠解 中務太補忠勝 附 出雲守忠朝 能登守忠義 長門守忠利
附 中務太補忠次 附 中務太補忠村 附 八郎兵衛勝行

本多 豐後守康重 本多 飛彈守成重 本多 縫殿少康俊 織部忠恒

井伊 兵部文輔直政 兵部大補直勝

柳原 或部大補康政

第四中

大久保 相模守忠憐 治右衛門忠佐 石川 長門守康通 播磨守總長

鳥井 左京亮忠政 附土佐守成次 遠山主殿頭政亮 附 務理亮清成

内藤 左馬助政長 共部少補政勝 植村 帶刀泰勝 安部 横津守信成

植村 出羽守家政 出羽守家政

渡邊 丹後守吉綱

第四下

戸田松平 丹後守康長 戸田 土佐守尊次 戸田 左門一西

牧野 右馬允康成 内膳正武成 牧野 内匠頭信成

松井松平 周防守康重 三宅 總右衛門康貞 西郷 若狭守正貞

土岐 山城守定義 高木 主水正正次

第五

酒井 河内守重忠 越前守忠榮 日向守忠能 備後守忠利

土井

大炊頭利勝
信濃守利政

兵庫頭利長

能登守利房

阿部

備中守正次
修理亮正澄

伊予守重長
豐後守忠秋

附三浦監物守政

青山

播磨守忠成
大藏少輔幸成

永井

右近大夫直勝

日向守直清

伊賀守尚康

安藤

對馬守重信

板倉

伊賀守勝重

内膳正重正

井上

主計頭正統

筑後守政重

森川

出羽守重俊

久世

大和守廣之

稻垣

平右衛門長茂

西尾

丹後守忠永

三浦

志摩守正次

米津

出羽守由成

伊丹

播磨守康勝

第六

奥平

美作守信昌
松平權津守忠政

附松平下總守忠明
松平公第左門某

小笠原

兵部少輔秀政
壹岐守忠和

右近將監忠真

備中守忠貞

小笠原

掃部助信嶺

岡部

内膳正長盛

諏訪

因幡守頼永

土屋

民部少輔忠直

但馬守頼直

屋代

左門尉勝永

丹羽

勘助氏次

山口

修理亮重政

加々尻

甲斐守直澄

北條

美濃守氏親

秋元

但馬守泰朝

稻葉

内匠頭正成

堀田

加賀守正盛

備中守正俊

太田

備中守資宗

朽木

民部少輔植綱

内田

信濃守正信

柳生

但馬守宗矩

小堀

遠江守政一

第七上

池田

參議輝政卿
附松平備後守恒光
附松平右近大夫輝真

附松平武藏守利隆
松平左内督忠繩
池田備中守長吉

附池田信濃守恒吉
松平右見守粹澄
松平右京大夫政綱

池田丹波守政倫

淺野

彈正女將長政
淺野因幡守長次
中納言利長

紀伊守幸長
淺野采女正長重
松平淡路守利次

前田

松平丞彈守利治
若狹守高次
修羅大夫高三

前田大和守利孝
丹後守高知
主膳正高通

京極

筑前守長政

黑田甲斐守長貞

黑田

附黑田市正高政

有馬

玄蕃頭豐氏

伊左守豐範

松平

山内 土佐守一豊

修理大夫忠直

堀

左門督秀治

美作守親良

附 近藤信濃守政成

堀

丹波守直寄

附 千之助直定

淡路守直重

松平

伊達

中納言政宗卿

附 田村陽成守宗良

伊達遠江守秀宗

細川

中納言忠海

中務女補立孝

加藤

左馬助喜明

附 民部大補明利

藤堂

和泉守高虎

佐渡守高次

森

美作守忠政

關備前守長政

松平 毛利 島津

第八上

中納言輝元

毛利甲斐守秀元

毛利日向守就隆

毛利刑部大補元知

修理大夫義久

島津右馬頭忠與

松平

鍋島

加賀守直枝

鍋島紀伊守元茂

鍋島刑部大補義純

蜂須賀

阿波守家政

蜂須賀右彈守至照

第八下

上杉

中納言景勝

佐竹

右京大夫義宣

岩城

忠次郎貞隆

秋田

城之助實季

相馬

長門守義胤

丹羽

參議長重

立花

左近將監宗茂

主膳正種次

新庄

駿河守直頼

土方

河内守雄久

掃部頭雄重

第九上

真田

伊豆守信幸

伊賀守信澄

九鬼

長門守守隆

金森

出雲守可重

附 五郎八長光

分部

左京亮光治

遠山

久兵衛氏政

遠藤

但馬守慶隆

一柳

監物真盛

附 丹波守直重

市橋

下總守直勝

美作守直家

藏人直頼

桑山 修理亮一晴 附伊賀守直晴 仙石 越前守秀久
溝口 伯耆守秀勝 伊豆守善勝

第九下

南部 信濃守利直 左門大夫直房 戶澤 右京亮政盛
津輕 右京亮為信 六郷 兵庫頭政業 水谷 左京大夫勝俊
那須 遠江守高春 大田原 備前守晴清 大関 左
龜井 武藏守茲矩 伊東 修理大夫祐慶 中川 修理大夫秀重
有馬 修理大夫晴信 大村 丹後守嘉前 毛利 伊勢守高政

第十上

稻葉 右京亮貞通 脇坂 中務右輔安治
小出 播磨守秀政 伊勢守吉親
加藤 大隅守三尹 織部正直泰 谷 出羽守衛友
左近大夫貞泰

木下 肥後守家定 附宮内少輔利房

右門大夫延俊 相良 左兵衛代長每

秋月 長門守種長
五島 大和守盛高

宗 對馬守義智 松浦 肥前守鎮信
久留島 右門佐康親

第十下

織田 前内大臣信雄 左守將信長
大和守尚長 建部 内近頭光重
出雲守孝利 附主膳正貞隆
伊東 丹後守長實

青木 民部右輔一重

第十一

薩摩守殿
七郎殿
上總介殿
駿河家

竹谷松平 玄蕃頭家清
 水野 彈步彌分長
 大須賀 五郎左門康高
 平岩 主計頭親吉
 本多 佐渡守正信
 高力 拱津守忠房
 天野 三郎右衛門康景
 菅沼 織部正定盈
 北條 左門大夫氏勝
 山岡 備前守景友
 小笠原 和泉守某
 酒井 山城守重隆
 堀 市正利重

第十二上

松平 蒲生 飛彈守秀行 中務太補忠知 金吾 中納言秀秋
 福島 左門大夫正則 掃部頭正頼 加藤 肥後守清正
 寂上 出羽守義元 堀尾 帶刀吉晴 田中 兵部太補長政
 中村^{松平} 伯耆守忠一 筒井 伊賀守定次 里見 安房守義康
 生駒

第十二下

富田 信濃守知信 稻葉 藏人道通 德永 石見入道壽昌
 西尾 豊後守光教 古田 兵部太補重勝 山崎 左馬允家盛
 本多 因幡守俊正 松下 右衛門佐古綱 高橋 右近將監之種
 関 長門守正一 杉原 伯耆守長房 前田 主膳正宗利
 松倉 豊後守重政 坂寄 出羽守某 戸川 肥後守達安
 平岡 石見守重定 藤田 能登守信吉 竹中 采女正重次
 佐久間 備前守安次 村上 周防守義則 石川 玄蕃允康長
 日根野 織部正吉明 成田 左馬亮氏範 佐野 修理大夫政綱
 瀧川 下總守雄利

越前

春河守殿ハ徳川殿才二の沖子法母々家乃女房いさ
かありく、三河小吉は見としつれおてまきめハ佳川殿以子
も、三河殿本由也在書つて次よりや、るひも、法法於我
此屋の中まゝ御足圍海の三御友りま、と又よのん事をいさ
と、と右柱成ぬ殿三、事なれは、時佳川殿是徳の博入も長
少事有し、と書きよく、或も、殿の御り、あつと、其御縁
子川うこか、父よ、と、と、佳川殿を、と、わ、い、ま、
あ、ハ、御、手、を、と、と、も、あ、と、右、成、三、御、殿、御、袖、と、指、く、あ、ハ、行、原、事、
の、り、と、や、日、見、事、も、金、も、と、や、と、室、ハ、あ、と、と、根、と、い、れ、と、は、り
法、ハ、此、宗、色、是、ら、其、け、よ、六、元、来、か、く、て、ハ、事、あ、り、か、り、ぬ、と
と、右、ハ、御、殿、再、ハ、御、手、を、法、つ、も、あ、と、三、御、友、や、と、と、於、御、殿

一して郡への入りしるの由録へ入申すも同十三年乃
三月廿四日付とて羽柴中務左衛門尉左衛門尉右衛門尉
久住川野守 兼り後圓白殿と兼此の由根あるやもあらん
一旦行旅の由を兼りても併く由根あるやもあらん
よすては圓白殿と兼此の由根あるやもあらん
兼りて併く由根あるやもあらん 兼りて併く由根あるやもあらん
和勝ありし由行旅の由を兼りて併く由根あるやもあらん
の由根あるやもあらん 併く由根あるやもあらん
猪熊又圓白の由録をかりて兼りて併く由根あるやもあらん
郡の由は由根あるやもあらん 併く由根あるやもあらん
一旦は法分とも併く由根あるやもあらん 併く由根あるやもあらん
西の左の法分併く由根あるやもあらん 併く由根あるやもあらん

一して郡への入りしるの由録へ入申すも同十三年乃
三月廿四日付とて羽柴中務左衛門尉左衛門尉右衛門尉
久住川野守 兼り後圓白殿と兼此の由根あるやもあらん
一旦行旅の由を兼りても併く由根あるやもあらん
よすては圓白殿と兼此の由根あるやもあらん
兼りて併く由根あるやもあらん 兼りて併く由根あるやもあらん
和勝ありし由行旅の由を兼りて併く由根あるやもあらん
の由根あるやもあらん 併く由根あるやもあらん
猪熊又圓白の由録をかりて兼りて併く由根あるやもあらん
郡の由は由根あるやもあらん 併く由根あるやもあらん
一旦は法分とも併く由根あるやもあらん 併く由根あるやもあらん
西の左の法分併く由根あるやもあらん 併く由根あるやもあらん

まつりまゝの世よの國白く兄系あることなることなるは家人
 若う包む事とせんとの勢の此遠留の福をむかひておきて
 従ふこと大聴をやり一途のしよふらけく勢よのほり
 ありぬ十五年の集り何ち及法年十四年國白友とまたよ
 集事よ海へ一方の大勢や一日の國をたたりけしと
 の其時依其のて世はむかひにふるにふるに願下の世感の類
 してはよあはしひてをををををををををををの
 池邊のふむひ力を極く首申は其岸へあはしむあり
 今に國白の此家に入夜藉たまぬことしめていかに及馬もや
 是へしむことよまをよあはしむに集りの此家に入しむに
 秀吉のあはしむことなることをいかにいかにいかにいかに
 あるあはしむことなることなることなることなることなる

何れかおんて直にける者なるす國白友社年とよもの
 秀吉のあはしむことなることをいかにいかにいかにいかに
 秀吉のあはしむことなることをいかにいかにいかにいかに
 つく世感のたひあはしむに何れに及もや一回十八年のま下
 中世の大各結構在る時此朝を人支度各安藤使とて
 此朝年まきてよ事よあはしむことなることをいかにいかに
 せしむことなるの流あり
實は此朝の孫かき一發水天但るも
此れ別ち思はれたるはむいありは聲下
 の此つ強とありて聲をよし我をよびづにをををををを
 白風候りもあはしむに於其れとたれんとしてありしは傳事
 次の人は直つきことなるの傳事よとていかにいかにいかに
 國白友かきは傳事よとて秀吉のあはしむことなることをいかに
 ましむにけしむことなることなることなることなることなる

の事一すつち殿と結城の歸入(書)の事とてつづつても彼
館より治りし事一三日所居りて其よりも居る日
八月十日時朝ちなる家ゆつもの 二日あり結城を去りし文祿の
十のちの相見も
初め朝鮮の事起り犯す所の名度なる際一曰三年結城に
ゆり又伏見大板は也館捕へゆり任すは冬後一任
大園豊一あり一は字佐の大君石田治部中納言成宗討
んとす佐川殿人を制しあり三成職解くおのり博多志
在まきま極られたるの道そまあることち殿して送る
一いつ三成解くこととの國作あ山の城より又冊年九月
佐川殿平陽の城をともきんうある大板あもめあ大板の
家人おえろくことしありおまんの信條ありて告りてのゆり
け何ち殿伏見の城より通ちもともめあ何れいああ一とて殿

人等あつて一書もつらなる事一任まらるるは殿人
あまあ人の報知を合せて地まの大事の士と書い
そごち二書いすこと法はよまるお所の四書とも書い
つておのりあつて一いつちああこの事いし御座あひやを
指しんよきこと何の事をもあつてともけりともいひ
らんも一也大事あつていつちあつて侍るはるれをいひ
大事は侍るもあつていりて御座あつて一とて書い
侍るも侍るもあつていりて佐川殿あつていりていひ
まあつていりて也風流あつていりて御座あつていりて
中納言也御座あつていりて御座あつていりて大板の兵起りぬ
中納言の大板あつていりて御座あつていりて御座あつて
けあつていりていりて御座あつていりて御座あつていりて

本多直徳もまた行をばらばら原野より入付常陸州と跡
と追つて攻めつたも又國守も又丸き入ん誰か
西へ逃れしつゝ軍をばらすたつた信濃の正信誰より
奪ひ去るも去く事やまじし事やまじし事やまじし事
中風は氣ある信信じつる事をもてつゝは天下の事危
今より交つしもの能く心して物もまじし事やまじし
陸つて法守もまた佳川原と東色の軍の事也物徳も
後めと我れもけしつたもてつたもてつたもてつたも
方々向つて物入るともふつたもてつたもてつたも
如く秀康のつたもてつたもてつたもてつたもてつたも
かけつたもてつたもてつたもてつたもてつたも
何十方路ありとも何れの事あるべき柵はたつたもてつたも

坂本の大おきて中も故郷虎入軍の時より方々つた
天より肩をなすつたもてつたもてつたもてつたも
常陸又初雅の昔より軍の中もつたもてつたもてつたも
ぬ當付物もつたもてつたもてつたもてつたも
今度も能く敵海もつたもてつたもてつたもてつたも
又つて軍もつたもてつたもてつたもてつたも
此のつたもてつたもてつたもてつたもてつたも
すし此のつたもてつたもてつたもてつたもてつたも
も又さつたもてつたもてつたもてつたもてつたも
皆と物つたも何れの事もつたもてつたもてつたも
あつたもてつたもてつたもてつたもてつたも
いしつたもてつたもてつたもてつたもてつたも

とて園東よりしつち殿様との信札申は今村掃部と書
とハ石段よりされとも互の準備止る所は是れ又本殿に
打連て園東より多のぬらふもの之に及りて是れは
をいふ所より久世より上回信修後切て是れは
守るべき彼七人の地一ありしと罪をされて人質を賜ひ
上ハ久世の信との先座をとりたけ付大正所園東より
一ハ園東より 是れより久世は是れは本園に
月廿日申所より久世は是れは是れは是れは是れは
あるは十二月二日お軍家より裁判ありて是れは今村を
あせり
今村の妻は信修殿の御女也
是れは久世殿の御女也
今村を信りたる十八年の二月信修に再ひ起て是れは又園東
より同日申所より信修の御女也の御女也の御女也

ちり若かりし信修は是れ今より園東の事なるに油枯たる
として信修より信修多丹下殿より信修の御女也の御女也
る
是れは久世殿の御女也
十九年の冬大坂の御女也
二十一年の夏中津にありて信修の御女也の御女也の御女也
二十二年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
二十三年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
二十四年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
二十五年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
二十六年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
二十七年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
二十八年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
二十九年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十一年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十二年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十三年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十四年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十五年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十六年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十七年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十八年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
三十九年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十一年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十二年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十三年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十四年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十五年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十六年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十七年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十八年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
四十九年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十一年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十二年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十三年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十四年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十五年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十六年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十七年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十八年の春信修の御女也の御女也の御女也の御女也
五十九年の夏信修の御女也の御女也の御女也の御女也
六十年の秋信修の御女也の御女也の御女也の御女也
六十年の冬信修の御女也の御女也の御女也の御女也

人々をたぬる事なるをいふに、
て、
ハ、
ら、
ハ、
と、

後、
い、
と、

い、
ハ、
ら、
ハ、
と、

田の部

も控人正しとて今の子のふいに二里余を隔るたる海津と云ふは
好まぬあひぬは後主御も罪重しと海津をめぐりて
根津郡に於て須賀入となり世の事大御を死すの月なまらぬ
己丑の年二年九月十日に法皇御年六歳とて元來なまらぬ
位より法皇子多かるかたりは守備男ハ仙代丸御也三位中納言の
此奉なりそ次ハてお成の比且下其次ハ九條園白道三條の
小の政所是皆大相お家の三位中納言の比事比事きまらぬ
皆成りて後主ありてはなり先ハ此見事親良青の國事
大系長執と申し二人ありて三位中納言の比事今ある今一人は
仙家の老中兼御心能り奉なりとて三位中將光長ハ又
事重たの比事ありしはより十一年なまらぬとて教後のま

子孫をいふてこの國の御も位正所と定む。廿四のふにこの國友の比事
二のふに世にまらぬ
とて法皇御上成て國をこまらぬ寛永元年正月仙代屋と法皇
もこの國もまらぬとて廿四年二月廿日ありてまらぬとて
仙代屋及法皇入ありて寛永五年四月廿三日は軍家の比事
三位中納言法皇御心能り比事少納言兼御也まらぬ寛永九年
十一月廿五日三位中納言なまらぬとて男佐次丸兼御二年十二月
廿日元服法皇御心能り細賢と名余位四位中納言佐次丸兼御
なりとらぬとて寛永九年四月廿日也寛永二年四月廿日
とありし法皇三位中納言の御も此法皇の御心能り
とて元服御心能り備子万佐丸兼御とて延寶三年正月十八日
軍家の比事入りしは四月廿日元服なり比事御心能り
賜わたりて四位侍候第三はまらぬとて任り

と申し出て一旗但馬守をもちて國をよむ御父の
御信卒しなむ東近江故城守の國もあらむと申すは
延寶三年八月十八日將軍ある今年十月叙爵し國
年十一月三日海軍し一旗の御

大少將直政次中羽之威のやまの男は母の家の女房中羽
三風越前のお宿ひの依良の御舞よりそな一ひ那のひ月道
にの中河の口うづらやうを生れまひるは河内名と名付越前守入信
ひと國に氏と改称家老の傳やれもおねと十四年の時大坂の軍
起る法海上國に友をちう信は守を及びまきしと故中羽護
の柳子大所司の地位ありてそともある梅樹は二所ありやう
ととも此れよりあるあるもまじり既し平軍よりあるを信の令がいら
ちのこる所ともまきをめて大所司の位威の御もめにお傳へしとき

たふすひに人よりしる指をなれあのを柳父はる大將おれとい
や一まきのの願はるもあひたのわらあるあえもあれをいれ
此は軍は傳ひしも此るのよとや自らのよあるはとまをも
ともまきも信りぬるを傳へたてはな生く母の建まをい
とも是れを洞まよあまもまきと軍の位はまよと田野
しとまきの出たてまつるもあま十九年十一月四日のあ
越前の軍始おあきの兵と先とあまつてまこの位をまし
おねあまをいれとけあの天にりる名もあけ信りるも
元年九月七日の初の日もつとを刀打し首を奉る月
九年越前守とまよを捕る信のあまの〇しんが先かたはな
のあまの信見するなり定心して
信はのおね本の城に移り時十五年出雲と信の越後のあ
信の一万ハチのあねは信りより侍信とあまな信の

位のりよむと宛文の二月三日辛酉の卒やる端と陽隆
幸名之松丸若島四年十月廿一日元清の法隆寺の位向
位下行位名も子作一太政大臣年侍位名も羽名とあり女位
二年壬寅月部より卒の年甲午より其子能月女位元来十二
月元清一州權守位の位下甲申より任一太政大臣年侍位
後事由もあはる

よ中女近守生政於位の二男出重を廣流の地とる。子
子或於女補進時

右也東降政東政於位の二男出重を羽戸の地とる。而宛文
十三年二月六日卒して世はふんれい全事する位名も重とる。其
と法一ひ重とる。東政於位の四男もあはる。

位名東奉朝臣の中納言位の名も重とる。生れあひり。在る時

睦朝よりうと東山山系も也。結成書人として存す。行柄の位に在り

やなり。位名の^{行柄の位名の地の名}睦朝の位名の^{睦朝の位名の地の名}睦朝の位名もあはる。中納言位もあはる。

進名もあはる。あはる。位名の^{睦朝の位名の地の名}睦朝の位名もあはる。北西孫をえたる。其のまもり
うまひとあはる。明一書一。位名の^{睦朝の位名の地の名}睦朝の位名もあはる。七年七月廿日甲午

一書一とあはる。位名の^{睦朝の位名の地の名}睦朝の位名もあはる。道系秀郷十一代の

後胤結成七師朝克の孫。睦朝の朝克り十世の孫とあり。^{一院}結成

一なり。睦朝のありて世はねく。豊后大國の位も秀郷を奉
て世はねく。秀郷又ひ東山山系位。一平重を位とあはる。あはる

其永三年八月十九日位下の大あもあはる。結成を改て松
平と名を。十年侍位も任一。其永十二年十月廿日御名

のたふの位もあはる。^{あはる。〇号の位名もあはる。一}一保元年二月

あはる。〇号の位名もあはる。一保元年二月

純伊

大納言源頼宣頼朝

頼朝

大内少輔の長子源頼朝を名に長福丸

元年二月廿一日慶長八年十月廿七日常陸國水戸の殿と云ふ

セリ

ちの二千五百人あるも七年の
常陸の戦いにてちのちのち

元年八月廿一日信濃守源頼朝を名に長福丸

殿と云ふ後信濃守の殿と云ふは信濃守の殿と云ふは信濃守の殿と云ふは

九千五百人あるも七年の
常陸の戦いにてちのちのち

大内少輔の長子源頼朝を名に長福丸

元年八月廿一日信濃守源頼朝を名に長福丸

殿と云ふ後信濃守の殿と云ふは信濃守の殿と云ふは信濃守の殿と云ふは

元年八月廿一日信濃守源頼朝を名に長福丸

殿と云ふ後信濃守の殿と云ふは信濃守の殿と云ふは信濃守の殿と云ふは

元年八月廿一日信濃守源頼朝を名に長福丸

殿と云ふ後信濃守の殿と云ふは信濃守の殿と云ふは信濃守の殿と云ふは

左衛門兼源俊朝を頼重の長子とせんくろの九代り
るもとのりすまふ十五年の軍あることなり
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り

頼重と頼朝

侍従兼刑部左衛門兼頼朝の長子とせんくろの九代り
るもとのりすまふ十五年の軍あることなり
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り

侍従兼播磨守頼朝の長子とせんくろの九代り
るもとのりすまふ十五年の軍あることなり
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り
る^{十三年}十三年の源朝臣の頼重は頼重の長子とせんくろの九代り

頼朝の長子とせんくろの九代り

保科

元禄五年源心元信信茂の源氏井上柳菟次頼秀より赤松源心
 忠三直が男としら車り信又三井那の侍人保科信忠吉直朝初原又
 ハ伊左那の侍人源心忠信伊左那の侍人太田忠信吉直の侍
 頼吉初原信忠の被官とあり一生の事名凡三十七歳又元禄二年の
 めり辛卯三才あり三年世系信忠吉直の御孫其子源忠正直吉の
 御孫ありと云中より天正十年の春源吉直侍信忠なる太田とて其の
 とて信忠の御孫源吉直仁林五郎信忠勝頼伊左那なる
 をの備より信忠相勤してその御孫仁林とて其の御孫なりと云
 城とありと云とて其の御孫なり今年六月源吉直及入る其の御孫
 甲斐信忠赤松の御孫源心元直と云九代源吉直の御孫なり
 此の御孫なりと云とて其の御孫なり伊左那の御孫なり

新元号の事先九代后家の出遣入命らぬりる道徳二年
十月十二日信下右将定元九年四月廿七日後仕回十二年の
二月十七日平田親朝を卒せりる時子もつと世とを奪りたりぬ
ハ二男親朝もつと親朝もつと是より先二男信下信下の信信也
信下信下信下信下信下三男佳川辰の辰信也元和元年の
夏大坂の兵再の起りし時本多義孝も大朝の軍家の先陣也て
よる信田の坊の逢りぬ信田信田川より若菜入訛入
ぬ入連もつたる田原もつ朝もつしつて信田もつ持て入ぬ信
持田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
信田の信田の軍家もつた信田信田信田信田信田信田
くもよるぬもつ信田信田信田信田信田信田信田信田
五月七日大坂の合戦の信田信田信田信田信田信田信田

に信田とかり先とわくたちもちぬ大事の二二二二二二二二二
て馬より信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
ぬも又信田の信田信田信田信田信田信田信田信田信田
ま倒またり信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
して合生の内より信田信田信田信田信田信田信田信田信田
大書信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田
大坂の信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田信田

甲府

冬依原綱重卿の大猷後叙増大御國表二の法男也
 名長招凡度也四年十月西原の地あり十五兼意二年
 八月十日送四任下左馬頭なる凡同き年十月七日三任左衛門
 又四任左衛門寛文元年壬午八月九日甲斐文の存年の御流りて地
 加し十もの十同年十二月廿八日冬御下任ありは持て之の如
 治年三十三年もして延宝六年九月十日高田無所早ふかせりとの
 治子三任左衛門也此後を治あり三任中御下任あり是延宝四年
 十月十日叙任の事ありて沖津のより一任の綱重なる
 系あり

雜林

冬 藤原 律師 卿 大藏院 左衛門 大拍 國宗 才四 國男 此 幸 あり
住 松尾 殿 慶 昌 年 十月 朔 順 徳 帝 御 成 年 十 五 兼 應 二 年 八 月
十 日 信 長 下 左 衛 門 右 衛 門 兼 左 衛 門 右 衛 門 兼 左 衛 門 右 衛 門
此 小 宮 文 元 年 同 八 月 九 日 上 苑 國 館 林 の 地 所 一 所 順 徳 加 へ ち
ま ぬ の 地 所 一 所 同 年 十 月 廿 八 日 冬 御 成 住 一 所 不 得 元 の 地
所 一 所 二 人 あり 住 一 所 法 男 一 所 住 一 所 九 所 兼 一 所 あり あり

三友堂

十

年



